

## 平成14年度 包括外部監査結果及び意見の措置状況

監査の結果、監査意見	講じた措置等
<p>補助金の執行事務について</p> <p>1 佐賀県職員互助会補助金</p> <p>【監査意見】</p> <p>●互助会事業と補助のあり方について</p> <p>社団法人佐賀県職員互助会（以下「互助会」という。）は、地方公務員法第42条に規定される地方公共団体の厚生制度を補完する役割を担い、その事業として給付事業、厚生事業、貸付事業、物資事業等を行っている。</p> <p>福利厚生事業は、給付事業として、会員及び家族の医療補助、慶弔に関する見舞金、弔慰金や祝金等、厚生事業として、体育、文化活動並びに施設利用等に対する補助等がある。</p> <p>また、単独事業として、県職員以外の会員に対する給付事業や会員が死亡又は退会した際に給付される退会給付金等がある。</p> <p>現在は、福利厚生事業のみが補助対象事業とされているが、以前は退会給付金等も補助対象経費となっていた。</p> <p>会費収入と補助金の全体での負担割合については、上記変更後も引き続き会費収入と同額程度の補助金が交付されており、補助対象事業の福利厚生事業の財源における補助金の割合はおよそ4分の3程度となっている。</p> <p>補助対象経費に対して補助金額が決定されることを考慮すれば、退会給付金等を補助対象外経費として分離移行した時点で、残りの福利厚生事業における県（補助金）と互助会（会費）の負担割合について見直しの検討が必要であったと考える。</p> <p>勤労者の福利厚生に関しては、様々な考え方があると思われるが、少なくとも県が過去において補助対象経費を見直した際の、見直しの必要性や経緯等を踏まえれば、従来どおりの水準で補助金が交付されている現状に対して疑問を感じるものであり、今後見直しに向けての検討が必要ではないかと考える。</p> <p>2 佐賀県在宅福祉事業費補助金（地域福祉推進等事業費）</p> <p>【監査結果】</p> <p>●収支に係る帳簿と諸資料の整備保管等について</p>	<p>県（補助金）と互助会（会費）の負担割合については、監査意見を踏まえ、平成15年度下期分（H15. 8～H16. 3）から、県が交付する補助金は、補助対象経費の1/2以内とするよう、補助金交付要綱の改正を行った。</p>

県社会福祉協議会の平成13年度の県補助金と県委託金の合計は約2億5千万円と多額になっていることを考えると、より確実に正確な積算手段を講じるべきである。県社会福祉協議会の運営管理を指導する立場の県としてはこの問題を速やかに解決するように指導するとともに、必要に応じて支出と証憑との照合を実施して実績報告書の正確性を検証すべきである。

#### ●県社会福祉協議会を通じた間接補助における実績の検証について

県社会福祉協議会は実績報告書の金額が正しいことを証拠書類との照合等により十分に確認すべきであり、また市町村社会福祉協議会に対しては、実績報告書への記載について、支出内容等の詳細が分かるような具体的な記載をするように指導すべきである。

### 3 生活福祉資金貸付事業推進費補助金

#### 【監査結果】

#### ●補助対象項目の監査について

県の厚生部では毎年1月に県社会福祉協議会に対して監査を実施しているが給与については給与台帳との照合等は行われていない。補助対象支出項目のうち給与等の重要項目については監査すべきである。

#### 【監査意見】

#### ●延滞利子収入の取扱いについて

貸付事務費補助金の金額は、総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額と対象経費の実支出額を比較して少ない額で決定される。延滞利子収入については、当該会計の財源として繰入れすることができる旨の規定は定められているが、繰入れする場合の金額についての規定が無い。明確な処理ができるように繰入れについての規定を整備すべきである。

### 4 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金

#### 【監査結果】

#### ●補助金決定過程における審査書類等の整備について

県は、各団体への補助金交付額の決定に際し、事前に各補助事業者から要望書(事業計画書)の提出を受け、ヒアリングを実施した後、予算枠等を考慮したうえで補助対象とするものとするものでないものを決定し、その後補助事業者ごと

県社会福祉協議会に対し、各事業について補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成し、それぞれの事業の経費の支出状況を明確にするよう指導を行うとともに、指導監査において必要に応じて実績報告書の支出内容と証憑書類の照合を行っている。

県社会福祉協議会において、実績報告書の支出内訳書の内容は詳細に記載するよう市町村社会福祉協議会に対して指導を行い、補助対象事業及び経費についての確認を十分に行っている。

平成15年度の指導監査時より、給与台帳との照合等による監査を実施している。

延滞利子収入の取扱いについては、全額事務費会計へ繰入れするよう県社会福祉協議会と取決め、平成15年度より実施している。

補助対象事業の決定については、各補助事業者に対するヒヤリングや審査を経て補助対象事業を取捨選択している。その場合の経過や決定の考え方について資料として残すよう見直しを行った。

の配分を決定している。

しかし、そのヒアリングや審査を行った際に、複数の事業計画の中から最終的に補助対象としたものとそうでないものを取捨選択した経過等に関する資料は整備されていなかった。複数の事業の中から補助対象事業を決定するような場合には、その決定の際の考え方や、決定過程を明確にしておくことが当然に必要であり、そうすることが補助金行政の透明性を高めていくものとする。

また、次年度以降における補助対象事業決定のための資料として、さらには、担当者交替の際の引継ぎ資料としても必要であるとする。

#### 【監査意見】

#### ●補助事業者に対する決算書提出義務について

県は、補助対象事業完了後には補助事業者である商工会等に対し実績報告書を提出させ、その上で数字面の整合性等は確認している。ところが、法令上の根拠がないとして決算書の提出を義務付けていない。

確かに、補助事業者は会員で構成され県からは独立して自律的に運営される団体である。しかし補助事業者の中で最も多額の補助金を交付している佐賀県商工会連合会(以下「連合会」という。)の平成13年度一般会計収支決算書を例にとって見てみると、一般会計の総収入額374,077千円に占める県関係補助金収入(この補助金を含む)274,199千円の割合は73.3%に達しており、県に依存せず自主財源のみで運営することは不可能な団体であることは明らかである。

確かに、国のヒアリングを受けた事業計画に基づく補助事業ではあるが、補助事業費に対する補助財源の2分の1は県が負担し、補助対象職員の設置費(人件費)については県が単独で負担しているのであるから、主体性を持って補助事業者の事業全体の内容を把握するべきである。

県の経済部では、毎年あるいは隔年に定期指導監査を実施しているが、毎年同一の団体に補助金を交付するような場合には、当該団体の運営状況を常に把握しておく必要があり、そのためには毎年決算書を提出させることが必要不可欠であるとする。

#### ●補助対象職員の配置状況等について

この補助金の補助事業者のうち商工会、商工会議所では、小規模事業者の経営・技術基盤を強化するため、経営指導員、補助員及び記帳専任職員を設置して具体的、実践的な事項に関して指導を行っているが、この補助金の80%以上はこの経営指導員等の設置費(人件費)に対するものである。

経営指導員等の配置定数は、中小企業庁長官

本県においては、商工会法の権限の一部を市町村に移譲しているため、商工会からの事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の提出は、市町村長に対して行われている。(商工会議所からの提出は知事に対して行われている。)

補助事業に関しては、従前は、実績報告書の添付書類として、法人の収支決算書のみの提出を義務付けてきたところであるが、平成15年4月1日に補助金交付要綱を改正し、毎事業年度、法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の提出を義務付け、法人の運営状況全般について常に把握しておくよう見直しを行った。

商工会、商工会議所における合併の検討状況を睨みながら、補助金の効率化について検討している。

から通達された「商工会、商工会議所の経営指導員等の配置基準」において、小規模事業者数を基礎として定められている。その中の「経営指導員配置基準」から佐賀県内の商工会、商工会議所が該当する部分を以下に抜粋した。

経営指導員配置基準(抜粋)

小規模事業者数	経営指導員の配置基準
300人以上	1
301人～1,000人	2
1,001人～30,000人	2 + (小規模事業者数 - 1,000) ÷ 1,000

つまり、経営指導員の定数の最低は1名である。さらに経営指導員の配置実数を基礎とする補助員、記帳専任職員の定数又は配置基準も最低は1名であるため、経営指導員等つまり補助対象職員は各商工会、商工会議所に最低3名配置されることになる。

県内の全市町村に商工会又は商工会議所が設置されているが、各市町村の小規模事業者数には大きな開きがあり、補助対象職員1名当たりの小規模事業者数、或いは小規模事業者数に対する人件費補助額の割合はかなりの格差がある。その顕著な例を以下に示す。

小規模事業者数が少ない市町村は、小規模事業者数に対する補助対象職員及び人件費補助額が多いことが明らかであるが、補助対象職員の最低定数が3名であることがこのような極端な結果を招いている。

平成13年度分

商工会 商工会議所	小規模 事業者数	人件費 補助額	経営指導員		補助員		記帳専任職員		補助対象職員計		補助対象職員 1名当たり 小規模事業者数	人件費補助額 ÷ 小規模事業者数
			定数	設置	定数	設置	定数	設置	定数	設置		
佐賀	7,439	56,218千円	9	8	2	2	1	1	12	11	676	8千円
唐津	3,319	36,628千円	5	5	2	2	1	1	8	8	414	11千円
三瀬村	97	13,172千円	1	1	1	1	1	1	3	3	32	136千円
脊振村	86	11,412千円	1	1	1	1	1	1	3	3	28	133千円

行政は近い将来を目処に市町村を合併し広域化しようという方向にあるが、商工会又は商工会議所についても将来は、市町村合併の動きに連動させながら、また地域の経済的な結びつき等を十分に考慮しつつ効率的な補助金の活用がなされるよう検討すべきである。

5 佐賀県中小企業連携組織対策事業費補助金

【監査結果】

●補助事業実施後の成果の把握及び徴求書類の不備について

県は交付要綱の第5条第1項9号において「組合等が中央会から補助金の交付を受けて行う同第3条第10号、第11号又は第24条に掲げる事業(間接補助事業)を実施する組合等に対し、間接補助事業の成果の企業化に努めさせること。」、同10号において「間接補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後20日以内に、間接補助事業に係る企業化等の状況について、企業化等状況報告書により知事に報告すること。」と定めているが、

企業化の有無に関わらず徴求することとした。

この企業化等状況報告書の提出は行われていなかった。

過去には、企業化に該当するケースが無かったため提出が無かったものであるが、本報告書の様式においても、企業化が無い場合には「無い。」旨を報告するようになっており、今後は企業化の有無に関わらず徴求すべきである。

●交付要綱上の文言(引用箇所)の誤りについて

また、上に示した交付要綱の第5条第1項9号の、間接補助事業の範囲は、「組合等が中央会から補助金の交付を受けて行う同第3条第9号、第10号又は第20条に掲げる事業」が正しく、改正時における条文間の整合性検討が不十分であった。

平成15年4月1日の交付要綱改正時に整合させた。

6 佐賀県小規模事業経営資源強化対策費補助金

【監査結果】

●交付申請書の記載内容とそれに対する審査体制等について

県内の5つの地域中小企業支援センターは、法人格を有する独立した団体ではなく、各地域の商工会議所、佐賀県商工会連合会等がひとつの部門として運営するものであり、そのうち杵藤地域中小企業支援センターの場合は佐賀県商工会連合会が運営している。

補助事業者に対する指導の徹底を図っている。

杵藤地域中小企業支援センターは、平成13年度において当初の申請書と実績報告書の経費配分が大幅に変更されている。(以下の表を参照)

これは、講習会開催にかかる経費のうち、申請書に謝金のみで計上していた部分を、執行段階で講習会委託費、会場借上料、広報費等に振り分けたもので、これにより実績報告書において経費配分の変更が生じたものである。

当該補助金の交付要綱においては、承認を要する変更にはあたらないため変更申請はなされていないが、申請書の記載と事業の執行が乖離しており、補助金申請の段階でもっと慎重な事業計画の立案及び経費の積算を指導すべきである。

平成13年度 杵藤地域中小企業支援センターにおける「補助申請額」と「実績報告額」の対比表 (単位:千円)

費 目	補助申請額	実績報告額	増 減
1 管理費	4,800	4,800	0
謝金	4,800	4,800	0
2 事業費	6,240	6,256	△ 16
(1)謝金	3,100	704	2,396
(2)旅費	310	330	△ 20
(3)事務庁費	2,830	5,222	△ 2,392
調査費	542	470	72
広報費	126	1,447	△ 1,321
備品費	52	332	△ 280
講習会開催費	1,865	2,588	△ 723
その他経費	245	385	△ 140
合 計	11,040	11,056	△ 16

## 7 佐賀県地域産業支援センター運営費補助金

## 【監査意見】

## ●運営費補助金のあり方について

この補助金の9割以上を占める人件費補助は、県単独の補助事業である。その人件費補助には、財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「支援センター」という。）の生え抜き職員のうち4名分の人件費に対するものと、嘱託職員のうち4名分に対するものが含まれる。

これらの職員の人件費を県単独の事業の補助対象とする根拠として、生え抜き職員の人件費については、平成9年度までは国庫補助の対象であったものが一般財源（県の財源）化されたこと、嘱託職員の人件費については、県が基本財産を出捐した第三セクターであり人材面での関与が必要であったこと、また県からの業務移管に伴い人員増員が必要となったことがあげられ、これにより毎年同様の算出根拠のもとに交付額が決定されている。

支援センターは、県内中小企業者の振興に関し、設備や下請取引の近代化、中小商業の活性化等の側面において、国・県の施策を補完する機関として事業の拡充を行ってきた。そのような団体の運営費の一部を県が補助することは当然であり疑問の余地はない。

しかし、当該補助金は特定の個別事業に対する事業費補助金ではないため、現状では過去の算出根拠等に基づいて従来どおりの交付がなされているが、今後はその算出根拠の妥当性やその必要額の検討が十分になされるべきであると考えられる。

## 8 佐賀県創造等支援拠点活動促進等事業費補助金

## 【監査結果】

## ●補助金に含まれる消費税等の取扱いについて

交付要綱の第10条によれば、補助事業者は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除の全部又は一部を返還する必要がある。しかし、県はこの報告の提出を補助事業者に対して求めていなかった。

県は、消費税及び地方消費税を含めた対象経費に対して補助金を交付している。対象経費に係る消費税及び地方消費税は、その全部又は一部が仕入税額控除の対象となるため、その部分は補助事業者の手元に残る結果となり問題である。

もし、今後も消費税の確定に伴う報告書の提出を求めないとすれば、補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めないようにすべきである。

国庫補助対象から平成9年度に地方交付税措置されたものについては、基準財政需要額の積算明細も参考にしながら、算定根拠や必要額の検討を行ってまいりたい。

また、嘱託職員の人件費については、県から移管した業務内容に基づいて補助しているものであり、それら業務量や内容に変更がある場合は増減するものと考えている。

今後は、当該事由に関する報告書の提出をもって事実関係を確認し、仕入税額控除の全額または一部を返還する必要がある場合は、返還を求めることとする。

## 9 佐賀県中小企業創造技術研究開発費補助金

## 【監査意見】

## ●特定の補助事業者に対する補助金の集中交付について

A協同組合は、平成9年度、平成10年度、平成11年度にこの補助金を毎年19,815千円の交付を受け、平成12年度においては後述する地場産業等活性化事業費補助金（地域経済の健全な発展と地域中小企業の振興に寄与することを目的とする）10,163千円の交付を受け、さらに平成13年度において前述の中小企業連携組織対策費補助金（中小企業の連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導の促進を図ることを目的とする）2,000千円の交付を受けている。総額では71,608千円に上る。しかし、開発の対象となった製品の販売実績はないということである。

複数の補助金が5年度にわたり交付されているが、以上の結果をみる限り、それら補助金の各々目的とするところが果たされているとは言い難い。

当該補助金の企業化についての検討としては、市場性・企業化に向けた汎用性を高める可能性・経済的効果への期待・工業所有権取得可能性等の観点から審査が行われているが、結果として企業化に結びついていない要因としては、経済環境の変化により市場のニーズが研究を計画していた当初と完成時期では変化していたり、他企業がさらに優れた製品を開発してしまうケースなど様々な場合が想定されるであろう。

これらの要因については、当初の検討の時点では予測し難い点が多いのは理解できるが、結果として企業化に結びつかなかった現状を十分に踏まえ、企業化の見込みについての審査を強化するとともに、補助事業完了後の企業化に向けたフォローを充分に行うことが必要であると考える。

この5年間にわたるこれら複数の補助金は、県経済部の交付履歴、補助対象事業に関する環境の変化状況、交付後の企業化状況等について情報を共有する制度を設ける等して、県全体の補助金が最小で最大の効果を生むような工夫が必要である。

## 10 佐賀県たくましい佐賀企業づくり支援事業費補助金

## 【監査結果】

## ●企業化状況の把握及びその成果達成度合の判定方法等について

当該補助金を受領した者からは事業実施後5年間に渡り企業化状況報告書が入手されているが、その記載内容は交付要綱に定められている

補助事業の採択に当たっては、審査会の審査員の増員を行い、企業化の見込みについてさらに慎重に審査することとし、研究成果の企業化を支援するための支援委員会の開催を補助事業完了後に行うこととした。

また、共通のデータベースを設けることにより補助金の交付履歴等の情報を関係部署相互間で共有できる体制を整えた。

監査結果を受け、企業化状況報告書については、全ての補助事業者に対して交付要綱に定められた様式に従い厳密な報告が行われるように

様式とは異なったもので収益額等の重要な情報は記載されていない。

県では、現在提出を受けている簡易的な企業化報告書にてその状況を把握し、必要があれば詳細な報告を求めるという考え方である。

補助事業者の負担等を考慮した内容にしていることについては理解できるが、補助事業者は企業化に努める義務があり、また事業の目的はあくまで収益を上げることである以上、補助対象事業における成果の把握については、全ての補助事業者に対して交付要綱に定められた様式に従い厳密な報告が行われるように指導すべきである。

#### 【監査意見】

#### ●審査段階における補助対象事業者の財務内容等の把握について

補助対象事業者において企業化に至らなかった理由として「本業の不振により、試作機を製品化する開発ができなかったため(補助金額142万円)」というものがあつた。また、平成10年度に補助金を交付した先には交付後数年後に倒産した(補助金額115万円)ような例もあつた。

この補助金額は、補助事業に要する経費に対して2分の1が限度であるため、経費のうち補助金で賄えない残額については補助事業者自ら事業資金を用意する必要がある。仮に補助対象事業が企業化できないものである場合、補助事業者の財務内容悪化を招く原因となる可能性さえある。

このため、当該補助金のように民間の中小企業に補助金を交付するような場合には、補助事業者の財務内容が特に重視されなければならない。特に、中小企業の7割以上が赤字と言われる現下の経済状況下ではなおさらであり、補助事業者の財務内容については従来以上の厳格な事前審査が要求される場所である。

#### 11 佐賀県地場産業等活性化事業費補助金

#### 【監査意見】

#### ●補助金交付の審査のあり方について

この補助金の財源は国と県が2分の1ずつを負担することになっており、国は県の説明により予算措置を行うことになっている。

県においては、国のヒアリング項目に準拠してチェックシート方式の審査が実施されていたが、あくまで事業者との窓口である県が主体性を持ち専門家を委員に加えた審査会を開催するなどして十分な検討を行う必要があると考える。平成14年度からは決算書を入手するように改善されているが当然のことであり、この補助金も中小企業創造技術開発補助金と同様に研究開発型補助金であることを踏まえ、事業者の実態や企業化の見込み等を総合的に検討すべきである。

指導を徹底している。

監査結果を受け、中小企業の経営に詳しい、佐賀県地域産業支援センターのプロジェクトマネージャーを審査員に加えることで財務内容の審査の強化を図っている。

外部監査で意見を受けた直後の平成15年度には、先ず、審査に際してより適確な判断・指導ができることを目指し、陶磁器業界の観点について佐賀県窯業技術センター、市場性や経営評価の観点について佐賀県地域産業支援センターからの求評を行った。

平成16年度以降、当事業は九州経済産業局が所管することとなり、県事業としては廃止となった。



## 12 佐賀県技術振興等補助金

## 【監査結果】

## ●収益納付に関する方針の徹底について

県の交付要綱はその第4条第1項第6号エにおいて、佐賀県起業家創出支援事業及び佐賀県新世紀ベンチャー創出支援事業における間接補助金の交付に際し、一定の場合には間接補助事業者に既に交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることができることの条件を付すことを、補助事業者である財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「支援センター」という。）に義務づけている。

ところが、支援センターの実施要領においては、全くその点について触れられていない。支援センターが間接補助事業者に対する交付決定通知の中で、県の交付要綱等の定めるところに従わなければならない旨を明記することにより、一定の場合には収益納付を行わせるということであるが、このことについては支援センターの実施要領においても明確にされるべきである。要綱と要領における規定上の整合性の問題であり要領の改正が必要であると考えられる。

支援センターにおいて実施要領の改正を行い、収益納付に関する規定を追加した。

## 13 佐賀県伝統的工芸品産業後継者育成事業費補助金

## 【監査結果】

## ●実績報告の審査について

この事業の補助金は、毎年同一の協同組合に対して交付されており後継者育成の指導に要する講師謝金・テキスト代・教材代等の費用を補助するものである。実績報告書等は適正に提出されているが、県が当該協同組合において領収書等のチェックは行っていない。補助金を交付する側としては、可能な限り交付先に出向きその用途について十分なチェックを行い、その際のチェック内容や指摘事項などについて報告書を作成しその後の指導やその他の補助金行政に役立つようにすべきである。

実績報告書が提出された後、補助金交付先に出向き、領収書等の証拠書類チェックを行っていく。

## 14 社団法人佐賀県観光連盟補助金

## 【監査結果】

## ●補助対象事業者に県からの出向者が派遣されている場合の実績報告の審査について

当該補助金の交付先である社団法人佐賀県観光連盟（以下「観光連盟」という。）には県からの出向者が派遣され管理業務を行っているため、補助金交付後の実績に関する証拠書類等の審査についてその必要性は低いという認識のもと、観光連盟に出向いて補助金に関する領収書等のチェックを行っていない。

補助金の交付先である社団法人佐賀県観光連盟に出向いて会計処理のチェック及び実績報告書提出時の証拠書類のチェック等を行っていくこととした。

補助金の受領側に県の関係者が派遣されているような場合には、通常の場合に比べ逆に融通性があることにもなるため牽制の意味からも、他の補助事業者の場合と同様に検証を行うべきである。

そのためには、可能な限り交付先に出向き十分なチェックを行うとともに、その際のチェック内容や指摘事項などについて報告書を作成しその後の補助金の執行に役立つようにすべきである。

#### 15 佐賀県認定職業訓練運営費補助金

##### 【監査意見】

##### ●補助対象経費の妥当性について

平成13年度補助対象の中に、民間企業が運営する訓練校に対し補助対象経費の6割弱の補助金を交付しているケースがある。当該訓練校では民間企業が有する自社の建物を使用して職業訓練を行っているが、補助対象経費の中に建物の借上料(月額7万円)が計上されている。

訓練のために外部の施設を利用するような場合であればそれに対して補助を行うことに合理性は認められるが、民間企業が有する自社の建物にて行うような場合には、借上料を補助対象経費とするのは過剰な補助であり補助対象経費から除外すべきと考える。なお県においては、今後除外する措置がとられた旨の報告があった。

平成14年度以降は、このようなケースについて補助対象外とする措置を取っている。

#### 16 佐賀県認定職業訓練施設及び設備費補助金

##### 【監査結果】

##### ●補助対象事業金額の妥当性の検討について

平成13年度に交付されている補助金のうち、13,790千円は建設関係の職業訓練校の学校施設改修工事20,685千円に対してその3分の2の金額を補助したものである。(その財源は、国庫と県が半分ずつである。)

このケースにおいては、訓練校の運営母体組合の関係団体において当該工事の入札のための予定価格が決定され、これを受けて入札が実施されているが、入札の参加業者は当該訓練校の運営母体である協同組合と、当該組合の組合員4社により行われており、最終的には協同組合が落札している。

もともと訓練校の運営母体が建設関係の団体であるため、訓練校の改修工事を当該団体あるいはその関係者が行うことについてはそれなりに理解できるところであるが、そうであれば、関係者である故に価格の決定過程に不透明さが残るため、それに対して県としては十分な牽制

当該事業については、事業計画の提出及び補助金申請時に書類審査し適正を期しているものの、今後においては、建築部局等の技師の協力によるチェックにより、工事見積額等の妥当性をより高めるとともに、工事入札における外部の参加者の拡大等により、開かれた公明・適正なものになるよう指導を行っている。

チェックを実施すべきであったと考える。

今後は、入札が行われるのであればその参加者・実施状況等に関する情報の把握や、工事見積額の妥当性の検証などを十分に実施すべきであるとする。

補助金を交付する際には、補助金額決定の基準となる補助対象経費額の妥当性を十分に検証すべきことは当然のことであり、今回のように特異なケースについては、その特異な部分を十分に検討し、適正な額の補助金額が交付されるような対応が十分にとられるべきである。

#### 17 佐賀県認定職業訓練施設改修費補助金

##### 【監査結果】

##### ●補助対象事業費金額の妥当性の検討について

平成13年度の交付先の中に、建設業者に団体にて運営する訓練校に対して、施設の改修工事金11,000千円の3分の1にあたる3,600千円の補助金の交付がなされている。

当該工事に関する予定価格は、訓練校の運営団体の役員会において決定され、その後建設業者5社からの見積りを取りその中で唯一予定価格を下回った業者との間に契約がなされている。この契約建設業者は当該訓練校の運営団体の役員である。

前出の「佐賀県認定職業訓練施設及び設備費補助金」の場合と同様、当該工事金額の決定過程については非常に不透明さが残るものとする。

今後は、工事見積額の妥当性の検証などを十分に実施し、適正な額の補助金額が交付されるよう十分な対応をとるべきである。

当該事業については、事業計画の提出及び補助金申請時に書類審査し適正を期しているものの、今後においては、建築部局等の技師の協力によるチェックにより、工事見積額等の妥当性をより高めるとともに、工事入札における外部の参加者の拡大等により、開かれた公明・適正なものになるよう指導を行っている。

#### 18 佐賀県木のふれあい施設整備事業補助金

##### 【監査意見】

##### ●補助金交付方法等の見直しについて

補助金の交付方法について、それぞれの工事内容ごとに地域材の使用割合や、そのPR効果を考慮・検討し、現状のような工事金額に対する一律6分の1という決め方ではなく、その効果が大きいと認められるものに対しては交付率を上げるなどして、それぞれの内容に応じた交付率の決定を行い、より効果的な補助金の交付が行われるようにすべきである。

PR効果の大小についての判断基準が見つけれなかったため、補助対象施設について、利用者が多く注目度も高い大規模な公共建築物を優先して採択した。

具体的に、平成15年度においては、延べ床面積2,500㎡以上の学校校舎の内装木質化に対して補助した。

なお、当事業は平成15年度で完了している。

#### 19 佐賀県換地促進対策事業補助金

##### 【監査結果】

●業務内容の区分と共通経費の配分方法について

佐賀県土地改良事業団体連合会において1人の担当者が関連する2つ以上の業務に携わる場合の共通人件費や旅費等を予算化する場合、補助対象である業務に係る諸経費は「換地センター費」として、補助対象ではない業務にかかる諸経費は「換地事業費」として科目区分を行うこととされている。

しかし、共通費を補助対象業務と対象でない業務の間でどのように配分するかの基準に客観性が乏しく、科目毎に適正な配分金額が計上されているかの客観的検証が難しい状況である。県においては、補助金申請の段階から補助対象経費についてより厳格な審査を行い、補助対象経費と対象外経費について、より客観性の高い区分経理が行われるよう十分に指導すべきである。

20 佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金

【監査意見】

●基金協会の価格差額交付準備金残高について

価格差補給金制度においては、準備金が必要なことは当然のことであるが、それも必要額以上に準備される必要はなく、過去の実績給付率を十分に考慮に入れた資金造成単価の算出方法に見直しが行えないものか、検討すべき事項であると考えている。

21 佐賀県教育職員互助会補助金

【監査意見】

●実際の補助対象経費の実績額が補助金申請時の予算額を恒常的に下回っていることについて

当初予算の作成に当たり、過去の実績等を勘案するなどして適切な予算作成に努めるよう、県は補助事業者を指導すべきである。

「福祉経理」の補助対象外経費の部分を別途会計として分離独立させることの検討についても、県は指導すべきである。

22 佐賀県生涯学習センター事業費補助金

【監査結果】

●補助対象事業者に県からの出向者が派遣されている場合の実績報告の審査について

補助金の受領側に県の関係者が派遣されているような場合には、通常の場合に比べ逆に融通性があることにもなるため牽制の意味からも、

平成14年度の補助事業実績報告にあたり会計書類を調査したところ、共通費の配分について基準が曖昧なところがあったため、基準を明確にし適正に配分するよう指導を行った。その後平成15年度の補助事業申請時に確認したところ、基準を明確にし配分されている。

国の制度で定められており、県独自では見直せないことから未措置。

平成15年度から補助事業の当初予算の積算については、過去の実績を勘案するなどして、適切な予算作成に努めるよう指導した。

平成15年度から「福祉経理」から補助対象外経費を分離させ、「長期経理」(補助対象外経費を処理する会計)の中に区分し、経理するように指導した。

実績報告の審査については、平成17年2月15日に(財)佐賀県女性と生涯学習財団に出向いて実地調査を行い報告書を作成した。

他の補助事業者の場合と同様に検証を行うべきである。

そのためには、可能な限り交付先に出向き十分なチェックを行うとともに、その際のチェック内容や指摘事項などについて報告書を作成しその後の補助金行政に役立つようにすべきである。

#### 23 佐賀県青年等研修事業費補助金

##### 【監査結果】

##### ●当初申請時の予算額と実績報告書上の実績額の比較検証等について

補助金の交付後においては、当初予算額と実績額の比較分析並びに当該実績額と決算書の計上額との整合性は十分に検討される必要がある。さらに当該補助金の場合、廃止も含め旧青年の家の今後の方向性を検討する中において、当該青年の家の運営状況を十分に把握すべきであると考えます。

今後は、比較分析等を十分に行いさらに、可能な限り青年会館に実際に出向き給与台帳・領収書その他の信憑のチェックを行うべきである。

実績報告の審査については、平成17年2月17日に(財)佐賀県青年会館に出向いて実地調査を行い報告書を作成した。

なお、当該補助金は平成15年度に終了しているが、土地・建物の貸し付けは引き続き行っているため、平成16年度からは四半期毎に利用実績を徴している。

#### 24 宇宙科学館運営事業費補助金

##### 【監査結果】

##### ●補助対象事業者に県からの出向者が派遣されている場合の実績報告の審査について

補助金の受領側に県の関係者が派遣されているような場合には、通常の場合に比べ逆に融通性があることにもなるため牽制の意味からも、他の補助事業者の場合と同様に検証を行うべきである。

そのためには、可能な限り交付先に出向きその用途について十分なチェックを行うとともに、その際のチェック内容や指摘事項などについて報告書を作成しその後の補助金行政に役立つようにすべきである。

実績報告の審査については、当該財団に出向いて補助内容、執行に伴う証拠書類や帳簿等の検証を行う実地調査を実施するようにした。

(平成15年度補助金に対する実地調査を平成16年1月30日に実施し報告書を作成した。)

#### 25 佐賀県文化財保存事業費補助金

##### 【監査結果】

##### ●補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて

県指定重要文化財「武雄温泉新館」の保存修理事業の場合、県が事業費の3/8を、市が3/8を補助し、事業者が残りの2/8を負担している。

しかし、消費税申告において、工事事業者へ支払った消費税部分については、控除対象消費税とすることができるため、結果として事業者の負担は8分の1.7となる。今後、このような